

商法総則・商行為法研究会 中国法セミナー

中国の「商法総則・商行為法」 ーその「立体的理解」への試みー

中国において 2021 年に「民法典」が施行されました。その中には日本の商法総則・商行為の分野に相当すると解される規定も含まれていますが、原典からの理解及び中国法的発想なくしてそれらの規定の存在理由を正確に把握するのは決して容易ではなく、ともすれば表層的な議論に陥りかねません。本報告では、講師における 20 年強の中国法務実務経験を基礎に、日本人法曹から見た現代中国法に通底する「中国独自の発想」を示してこれを共有した上で、「民法典」における上記分野の規定の存在理由を歴史的変遷とともに概観し、もって中国の「商法総則・商行為法」の現状を立体的に把握することを試みます。

講師 萩野敦司 弁護士

GIT 法律事務所パートナー
1998 年 東京大学法学部卒業
2000 年 弁護士登録

中国語学留学ならびに 2 度の中国駐在を経て、日本企業・在中日系企業の対中進出、運営、撤退、知的財産、紛争処理その他の中国法務を幅広く取り扱う。チャイナプラスワンの動向に対応すべく、タイ、ベトナム、ミャンマー等に関連する日系企業の法的サポートにも従事。

日時

2023/2/14 (火) 13:30-15:30

オンライン参加申込み



参加ご希望の方は
左の QR コードから
お申込みください。

<https://forms.gle/5GJruMceM9zUfPaYA>

本講演会は公益財団法人野村財団の研究助成により開催されます。

主催 商法総則・商行為法研究会